

# 公共関与最終処分場のご紹介

一般財団法人広島県環境保全公社は、昭和57年4月に設立され、現在、県内2か所の処分場で廃棄物の最終処分（埋立）業務を実施しています。

## 所在地

本社 〒730-0037 広島市中区中町8-18

広島クリスタルプラザ4F

Tel 082-544-2361 (代表)

Fax 082-544-2362

<http://www.khk-hiroshima.or.jp>

Mail [somu@khk-hiroshima.or.jp](mailto:somu@khk-hiroshima.or.jp)

箕島管理事務所 〒721-0956 福山市箕沖町107-1

Tel・Fax 084-953-6074

出島管理事務所 〒734-0013 広島市南区出島4-1-4

Tel 082-546-9300

Fax 082-546-9302



## 受入れ産業廃棄物

県内で発生したものに限りです。詳しくはホームページで確認してください。

| 種類   | 受入基準   | 種類   | 受入基準   |
|--|--|--|--|
| ガラスくず, コンクリートくず<br>(工作物の新築, 改築, 又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径が30cm以下であること。</li> <li>3. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。</li> <li>4. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。</li> </ol> | 汚泥   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>3. 含水率が85%以下に脱水されていること。</li> <li>4. N-ヘキサン抽出物質(油分)が1%以下であること。</li> <li>5. 無機性のものであること。</li> <li>6. 悪臭を発生しないものであること。</li> </ol> |
|  | がれき類   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中空の状態でないこと。</li> <li>2. 最大径が30cm以下であること。</li> <li>3. 可燃物を除去してあること。</li> <li>4. 安定型廃棄物以外の廃棄物が付着していないこと。</li> <li>5. アスベスト含有量が0.1重量%以下のものであること。</li> </ol> | 鉱さい  |
| 燃え殻  |  |  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>3. 熱しゃく減量10%以下であること。</li> <li>4. 火気を帯びていないこと。</li> <li>5. 飛散防止の措置が講じてあること。</li> </ol>  |
| ばいじん   |  |  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有害物質が判定基準以下のものであること。</li> <li>2. 水銀含有量が15mg/kg以下であること。</li> <li>3. 大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置が講じてあること。</li> </ol>   |

## 出島処分場

- ・ 所在地：広島市南区出島四丁目及びその地先
- ・ 受入時間：平日の9:00～12:00, 13:00～16:30
- ・ 特徴：建屋内受入れ, 薄層散布工法
- ・ 面積：18ha, 埋立容量：約190万 $\text{m}^3$
- ・ 主要施設：管理棟, 計量棟, 受入施設, 投入台船, 余水処理施設
- ・ 残余容量：1,388千 $\text{m}^3$ (R5.3時点)



## 箕島処分場

- ・ 所在地：福山市箕沖町
- ・ 受入時間：平日の8:45～12:00, 13:00～16:45
- ・ 特徴：片押し工法, 安定型・管理型区域に区分
- ・ 面積：約12ha, 埋立容量：約69万 $\text{m}^3$
- ・ 主要施設：管理棟（計量）, 余水処理施設
- ・ 残存容量：112千 $\text{m}^3$ (R4.11時点)



## 処分依頼手続き

- ・ 処分依頼書を本社事業課へ提出してください。  
（書類はホームページで確認ください。）
- ・ 書類審査及び現地調査（必要に応じ）を行います。
- ・ 処分承諾書及び処分委託契約書（2部），搬入カード等を送付します。

## 処分料金

|     |                           |            |
|-----|---------------------------|------------|
| 安定型 | ガラスくず，コンクリートくず，陶磁器くず，がれき類 | 7,000円/ t  |
| 管理型 | 鉱さい，汚泥（建設系）               | 8,000円/ t  |
|     | ばいじん，燃え殻，汚泥（非建設系）         | 10,000円/ t |

（消費税及び地方消費税は含まない。）

- （注）1.重量は処分場のトラックスケールで計量します。  
2.料金は1カ月単位で集計して請求します。  
3.上記料金のほか，1t当たり1,000円の広島県産業廃棄物埋立税が必要です。

## マニフェスト

- ・ 紙及び電子マニフェストが利用できます。

令和5年9月 一般財団法人広島県環境保全公社

<http://www.khk-hiroshima.or.jp/>

